平成２９年（フ）第５６５８号
東京都府中市是政４丁目７番地の16
債務者　調布紙器工業株式会社
代表者代表取締役　福澤　守恒
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　仁史
4　破産債権の届出期間　平成29年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６６１号
東京都町田市野津田町158－５
債務者　株式会社三世光機
代表者代表取締役　小田倉惠子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽根　　翼
4　破産債権の届出期間　平成29年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２号
松江市八雲町西岩坂4210番地３
債務者　株式会社やつか
代表者代表取締役　門脇みとせ
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野陽太郎
4　破産債権の届出期間　平成29年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月31日午後１時30分
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
秋田県能代市字下内崎44番地６
債務者　丸一佐々木建設株式会社
代表者代表取締役　佐々木昭一
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　破産債権の届出期間　平成29年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月２日午後３時
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１７０６号
横浜市緑区十日市場町826番地３
債務者　日本ハイテック株式会社
代表者代表取締役　岩永　億仁
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井川哲也
4　破産債権の届出期間　平成29年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月16日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６７３号
横浜市中区末吉町３丁目40番地２ライオンズマンション伊勢佐木第二703
債務者　株式会社ミツザワロード
代表者代表取締役　米澤　泰久
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正穂
4　破産債権の届出期間　平成29年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２６号
静岡市清水区宮加三63番地の４
債務者　有限会社テンポレーション
代表者取締役　杉山　隆良
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　博
4　破産債権の届出期間　平成29年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５号
千葉県木更津市祇園２丁目25番５号
債務者　入江建設株式会社
代表者代表取締役　入江　秀治
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　隆文
4　破産債権の届出期間　平成29年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月31日午後１時30分
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２５６号
静岡県湖西市新居町新居2456番地の６
債務者　有限会社加藤業務店
代表者代表取締役　加藤　伊一
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成29年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月８日午後３時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１３４３号
札幌市白石区北郷２条14丁目３番21号　コスモビル202号
債務者　和田真由美
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５４号
札幌市東区本町１条３丁目７番35―403号
債務者　畠山留美子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５９号
札幌市北区新琴似５条15丁目２番24号
債務者　加藤美栄子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３８０号
札幌市西区発寒12条３丁目９番７号　コーポM―301号
債務者　安田　進治
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部